

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子案」に対する意見

1. 総論

- (1) 保護と利活用のバランスの取れた制度設計になるように具体的な法案化作業を進めることが重要と考えます。日本だけが他国に先行したルールを導入をしようとするのが結果として、規制強化となり、経済の活力を削ぐことになるのは絶対に避けなければなりません。
- (2) 本年6月の大綱作成以降今回の骨子案公表にいたるまで、経済界も含めた公開の意見交換の機会はなかったため、法案提出の前に、IT担当大臣や政府CIOと経済界との意見交換の機会をぜひ設けていただきたく存じます。

2. 個人情報定義の拡充

- (1) 今回の措置が、従来からの「特定の個人を識別することができるもの」との規定は維持し、識別の蓋然性が高い場合までも含めるといった外延拡大にはならないという方向性であれば、それ自体は適切と考えます。
- (2) 一方で、今回例示するとされる符号は、その情報単体のみで識別可能という意味なのか他の情報とも相まって特定個人を識別できればそのときは個人情報になるという意味なのか判断としません。前者であれば携帯電話番号など必ずしも単体で特定識別可能ではないので不適切であり、削除すべきです。後者であれば、符号を今回例示する必要性が不明確です。その理由は、個人情報定義に入るかどうかの判断は、複数の情報の組み合わせで特定個人識別性があるかどうかになるため、一部の情報のみをあえて例示をする必然性はありません。また、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号」や「対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入または書類に付される符号」の外延自体が大きくあいまいであり拡大解釈等の危険もあえて縮効果をもたらす可能性があります。したがって、定義の拡充の必要性については再度慎重な議論が必要であり、民間事業者からの意見を十分に聞く必要があります。

3. 匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備

- (1) 匿名加工情報に関する第三者提供のルールが作成されることは、利活用の観点から前進と評価しますが、保護と利活用のバランスの観点から問題点を指摘します。基準適合性に合致しているかどうかをあらかじめ届け出させる制度は事実上の事前チェックであり縮効果が大きく不適切です。また、多数の事業者から届出を受けるというのは第三者委員会の体制から見て明らかにワークしない仕組みです。縮効果が大きくワークしない仕組みが導入されれば、利活用がかえって滞ることにもなりかねず改正の当初の目的から大きく外れることとなります。公表制度をとれば外部チェックが可能なので個人情報保護委員会への事前届出までは不要と考えます。

- (2)公表の方法についても、事業実態に応じ包括的な方法など弾力的な方法を検討するべきです。
- (3)匿名加工に係る規則の基準作成に当たっては、事業実態や技術の進展等に十分配慮できるよう、事業者の意見を反映できる仕組みを明確に設けるべきです。
- (4)匿名加工情報については、個人情報とは異なるので、①開示請求等の対象ではないこと、②外国にある第三者への提供の制限の要件は適用されないことを念のため確認します。

4. 利用目的の制限の緩和

- (1)一定の条件を満たせば、当初の利用目的と「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」（現行個人情報保護法第15条第2項）に限定されることなく変更が可能になる仕組みが導入されるという意味であれば、パーソナルデータの利活用の推進の観点から前進と評価しますが、保護と利活用のバランスの観点から問題点を指摘します。事業者による公表制度で外部チェックは可能なので、個人情報保護委員会への届出は不要と考えます。勧告・命令を背景とした届出義務は、萎縮効果を生じさせ不適切です。
- (2)本人への通知等の方法やオプトアウトの方法については、事業実態に応じて多様なものを認めるべきです。また、勧告命令の発動要件については、萎縮効果がおきないように、予見可能性があるように明らかにすべきと考えます。

5. 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備

- (1)信条、社会的身分を含め外延が不明確であるので、できる限り明確化するようさらなる議論を続けるべきです。例えば、勤務先や年収等は入らないことを明確化すべきです。
- (2)取得した既存情報を分析した結果、要配慮個人情報に該当する情報を取得することになってしまう場合や、現状各企業により適切に行われているセグメント分けの扱いなどが今回のルールで対象にならないようにするべきです。
- (3)前科前歴などの信用情報等を本人以外からもらって信用確認等することがありますが、それが今回の規定で規制されることがないようにするべきです。

6. 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

今回の規制の背景は、いわゆる名簿屋対策と思われませんが、今回の規制は、今まで適正に第三者提供を行ってきた大多数の事業者にとって過度の負担を突然強いることとなります。したがって、過度の負担にならないようにする措置が必要不可欠であり、例えば、継続的なサービス提供の場合には取引ごとの都度確認ではなく包括的な確認でもよいこととしたり、保存データの期間・方法にも事業実態に応じた弾力的な配慮が必要不可欠です。

7. 本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し)

- (1) 事業者の公表により外部チェックが可能なので個人情報保護委員会への届出は不要と考えます。勧告・命令を背景とした届出義務は、萎縮効果を生じさせます。
- (2) 本人への通知等の方法やオプトアウトの方法については、事業実態に応じて多様なものを認めるべきです。また、勧告命令の発動要件については、萎縮効果がおきないように、予見可能性があるように明らかにすべきと考えます。

8. 個人データ消去の努力義務

あくまで努力義務であり、事業実態に応じた運用がなされるべきと考えます。「個人データを利用する必要がなくなったとき」の判断は事業者の判断とすべきです。また、消去の時期・方法についても、セキュリティの観点から保持する必要がある場合があることや、システム等から物理的に完全には消去し得ないこと等の実態も踏まえた配慮が必要です。

9. 開示等請求権の明確化

開示請求に対応すべき個人情報の項目は、真に必要なものだけに限定すべきです。また、セキュリティ等の観点から請求に対応できない場合も想定できるため、どこまで応答義務があるのか議論が必要です。

10. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備

- (1) 第三者機関の委員及びその事務局に、ビジネス実務に十分精通した、各民間事業者に所属する専門家を積極的に登用すべきです。委員の半数、事務局員の半数を民間実務家からの登用とするべきであり、適宜分科会等を設置し、様々な業種の実態にも対応できるようにすべきです。また、海外事情にも精通していることも必要です。
- (2) 第三者機関と他の事業所管官庁による重疊的な執行や追加的な規制がかからないようにすべきです。第三者機関の権限である「立入り検査・公表」については、権利行使要件も限定的かつ明確にすべきです。
- (3) 事業所管大臣は、自らの知見を生かして第三者機関をサポートし、勧告・命令の発動の際にも知見を提供することにより、保護と利活用のバランスを図っていくことも検討すべきです。

11. 国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備

日本と外国企業のイコールフットイング確保の観点からは、域外適用がされ、外国企業にも執行・罰則がきちんと課されることは、今回の制度導入に当たっては必要不可欠な前提条件と考えます。

その意味で、個人情報保護委員会による命令が海外事業者に対してどのように執行可能なのか、海外事業者にも罰則は適用されるのか判然としておらず、この点につきイコール

フットィングの観点からきちんと法的な担保が確保されるようにすべきです。

12. 個人データの外国にある第三者への提供の制限

- (1) 骨子案5. (3) (イ)については、「現行の各企業の適切な移転手続きが合法であることを明確化」とあるように、現状の方法を踏まえた合理的なレベルで多様な方法が認められることを求めます。確認方法としては、契約締結されている場合、技術的なセキュリティ措置が施されている場合など当事者間での柔軟な方法を認めるべきです。
- (2) 一定の例外要件(緊急事態、詐欺対策など契約締結等が不可能な状況の場合など)を設けるべきです。
- (3) 第三者提供にかかる同意取得方法についても、現状の方法を踏まえた合理的なレベルで多様な方法が認められるべきです。

13. 経過措置

改正法施行前に取得したデータについて、利用目的の制限の緩和など改正後に用意された各種制度を活用できるよう、所要の経過措置を法的に講ずることが保護と利活用のバランスの観点から必要不可欠です。

以 上